

平成十四年政令第三百八十二号

独立行政法人国立印刷局法施行令
内閣は、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十五条第五項及び第十六条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国庫納付金の納付の手続）

第一条 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）は、独立行政法人国立印刷局法（以下「法」という。）第十五条第一項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、国庫納付金の計算書に、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度の事業年度末の貸借対照表、対象事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、対象事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第二条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第三条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 印刷局は、法第十五条第二項に規定する残余の額に相当する金額の全部又は一部を同項の規定により対象事業年度の次の事業年度における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出し、当該次の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（国庫納付金の納付期限）

第一条 国庫納付金は、対象事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（募集国立印刷局債券の申込み）
印刷局は、前条の募集に応じて募集国立印刷局債券の引受けの申込みをしようとする者に對し、同条に規定する事項その他財務省令で定める事項を通知しなければならない。

第一条 印刷局は、前条の募集に応じて募集国立印刷局債券の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を印刷局に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数

三 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた国立印刷局債券（以下「振替債券」といふ。）の引受けの申込みをする者にあつては、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行ふための口座

四 前三号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

前項の申込みをする者は、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

印刷局は、第一項に規定する事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

印刷局が申込者に対する通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を印刷局に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）宛てて発すれば足りる。

前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集国立印刷局債券の割当て）
印刷局は、申込者の中から募集国立印刷局債券の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、印刷局は、当該申込者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

印刷局は、第七条第八号の期日の前日までに、申込者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集国立印刷局債券の申込み及び割当てに関する特則）
印刷局の規定は、政府若しくは地方公共団体が募集国立印刷局債券を引き受ける場合若しも割り当てる募集国立印刷局債券の募集の委託を受けた者が自ら募集国立印刷局債券を引き受ける場合におけるその引き受けの部分又は募集国立印刷局債券を引き受けようとする者がその総額を引き受けの場合については、適用しない。

前項の場合において、振替債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体、振替債券の募集の委託を受けた者で自ら振替債券を引き受けるもの又は振替債券の総額を引き受ける者は、その引受けの際に、第八条第二項第三号に掲げる事項を印刷局に示さなければならぬ。

（募集国立印刷局債券の債権者）
第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集国立印刷局債券の債権者となる。
一 申込者 印刷局の割り当てる募集国立印刷局債券
二 募集国立印刷局債券を引き受けた政府若しくは地方公共団体、募集国立印刷局債券の募集の委託を受けた者で自ら募集国立印刷局債券を引き受けたもの又は募集国立印刷局債券の総額を引き受けた者（これらの者が引き受けた債権者）
（国立印刷局債券原簿）
第十三条 印刷局は、国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、国立印刷局債券原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第七条第三号から第六号までに掲げる事項その他の国立印刷局債券の内容を特定するものとして財務省令で定める事項（次号及び第十五条第一項第四号において「種類」という。）
- 二 種類ごとの国立印刷局債券の総額及び各国立印刷局債券の金額
- 三 各国立印刷局債券と引換えに払い込まれた金額の額及び払込みの日
- 四 印刷局債券の債券を発行したときは、国立印刷局債券の債券の番号、発行の日及び国立印刷局債券の債券の数
- 五 前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項
- 2 振替債券についての国立印刷局債券原簿には、当該国立印刷局債券について社債等振替法の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。
- （国立印刷局債券原簿の備置き及び閲覧等）
- 第十三条** 印刷局は、国立印刷局債券原簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 国立印刷局債券の債権者その他の財務省令で定める者は、印刷局の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 一 国立印刷局債券原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 国立印刷局債券原簿が電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を財務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求
- 3 印刷局は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。
- 二 当該請求を行う者が国立印刷局債券原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行つたとき。
- （国立印刷局債券の債券の発行）
- 第十四条** 印刷局は、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならない。
- （国立印刷局債券の債券の記載事項）
- 第十五条** 国立印刷局債券の債券には、次に掲げる事項を記載し、印刷局の理事長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 一 印刷局の名称
- 二 当該債券の番号
- 三 当該債券に係る国立印刷局債券の金額
- 四 当該債券に係る国立印刷局債券の種類
- 2 国立印刷局債券の債券には、利札を付すことができる。
- 第十六条** 国立印刷局債券の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができます。
- 2 国立印刷局債券の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。（利札が欠けている場合における国立印刷局債券の償還）
- 第十七条 印刷局は、債券が発行されている国立印刷局債券をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される国立印刷局債券の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

- 2 前項の利札の所持人は、いつでも、印刷局に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。
- （国立印刷局債券の発行の認可）
- 第十八条** 印刷局は、法第十六条第一項の規定による国立印刷局債券の発行の認可を受けようとするときは、国立印刷局債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 国立印刷局債券の発行を必要とする理由
- 二 第七条第一号から第五号まで、第七号及び第十号に掲げる事項
- 三 国立印刷局債券の募集の方法
- 四 国立印刷局債券の発行に要する費用の概算額
- 五 前各号に掲げるもののほか、国立印刷局債券の債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第八条第一項に規定する事項を記載した書面
- 二 国立印刷局債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- 三 国立印刷局債券の受け取扱いの見込みを記載した書面
- （会社法の準用）
- 第十九条** 会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十七条、第六百八十九条、第六百九十二条及び第七百一条の規定は、国立印刷局債券について準用する。この場合においては、同法第六百八十七条、第六百八十九条及び第六百九十二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替えるものとする。
- 附 則**
- この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年一二月一四日政令第三六九号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、平成二十年一月四日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年七月四日政令第二一九号）抄
 （施行期日）
- 第一条** この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 附 則**（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（令和二年一二月二三日政令第三六二号）抄
 この政令は、令和三年一月一日から施行する。